



EU・イスラエル関係：英国下院の「パレスチナ国家」承認決議

10月13日、英国下院でパレスチナを「国家」と認める内容の動議が採決に付され、賛成 274、反対 12 で可決された。英国下院の議席数は 650 人で採決に参加した議員は 4 割強にすぎず、動議決議に拘束力はなく英国の外交政策に影響はないとしても、同決議は EU 諸国にあるイスラエルに対する不満を象徴する出来事となった。同決議の 11 日前の 10 月 2 日、スウェーデンでは 8 年ぶりに新政権が成立した。社会民主労働党のステファン・ロベーン党首は首相就任直後、パレスチナを国家として承認する考えを表明して、イスラエルが強く反発していた。英国下院決議の翌 14 日には、仏国のファビウス外相がパレスチナ国家について象徴的な承認を行う意図はないが、決議に意味がある場合、あるいはイスラエルとパレスチナ交渉が頓挫した場合には、仏国はパレスチナを国家として承認する用意があると発言している。

EU は、パレスチナ国家がイスラエルとパレスチナの直接交渉によって生まれることを支持している。また EU は、イスラエルの西岸占領を非難し、西岸の入植地に対する経済的圧力を強化してきた。今年 2 月、EU は西岸とゴラン高原で生産される乳製品、卵、肉の販売を EU 内で禁止することを決定し、2015 年 1 月から実施する予定である。またこれまでに EU 加盟国 28 カ国のうち 21 カ国が、自国の企業に対して西岸の入植地と経済関係を持つことや投資を行うことを警告している。

評価

EU は、西岸やゴラン高原はイスラエル領ではないとしている。こうした立場の EU は、イスラエルとの経済的関係の取り決めはイスラエル国内を対象とするものであり、西岸やゴラン高原は適用外だとしている。イスラエル側は、EU のこうした対応について、官僚的圧力だと反発しているが、EU との経済的関係では、今のところ EU 規定に従う以外の選択肢はない。英国下院の決議やスウェーデン新政権の動きは、EU 内に、既存の経済的圧力に加えて、イスラエルに対する政治的圧力を強化しようとする雰囲気が増大していることを示している。10 月 14 日の米 NYT 紙社説は、イスラエルに対して、英国議会の決議は象徴的意味しかないと無視することは危険だと警告している。同紙の社説が、イスラエルに対する懸念を表明するのは 10 月に入り 2 回目である。

(中島主席研究員)

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799